軌道部壁面の意匠製作据付業務の随意契約について

平成 26 年 11 月 11 日

交 通 局

1 事案の概要

平成 26 年 11 月7日の新聞報道において、交通局が一昨年公募した「軌道部壁面の意匠製作据付業務」のプロポーザルの審査で、審査委員長を務めた交通局長の知人がデザインした作品を提案した会社が選ばれていたとの報道がなされました。

ク 経過

この事案に関する経過は次のとおりです。

平成24年10月31日(水)

・「堺筋線長堀橋外5駅ホーム階軌道部壁面の意匠製作据付業務」に係る公募型プロポーザルの募集要項を公開(交通局ホームページに掲載)

平成24年11月16日(金)

・当該プロポーザルの参加申込書提出期限

平成24年11月22日(木)~12月3日(月)

· 企画提案書提出期間

平成24年12月11日(火)

- ・公募型プロポーザル審査委員会開催
- ・6社からの企画提案を社名を伏せて書類審査
- ・審査委員4名で提案資料をもとに採点を行い、2社が選定された。

平成25年1月28日(月)

・「堺筋線恵美須町外2駅ホーム階軌道部壁面の意匠製作据付業務」を当該会社が 1,496 万円で受注

3 結び

当局といたしましては、公募型プロポーザルにおいて事業者を決定し随意契約を行いましたが、今後、プロポーザルにおいて事業者を選定する場合は、「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」に則り、また、審査委員と選定事業者との関係も十分に調査し、適正に行ってまいります。